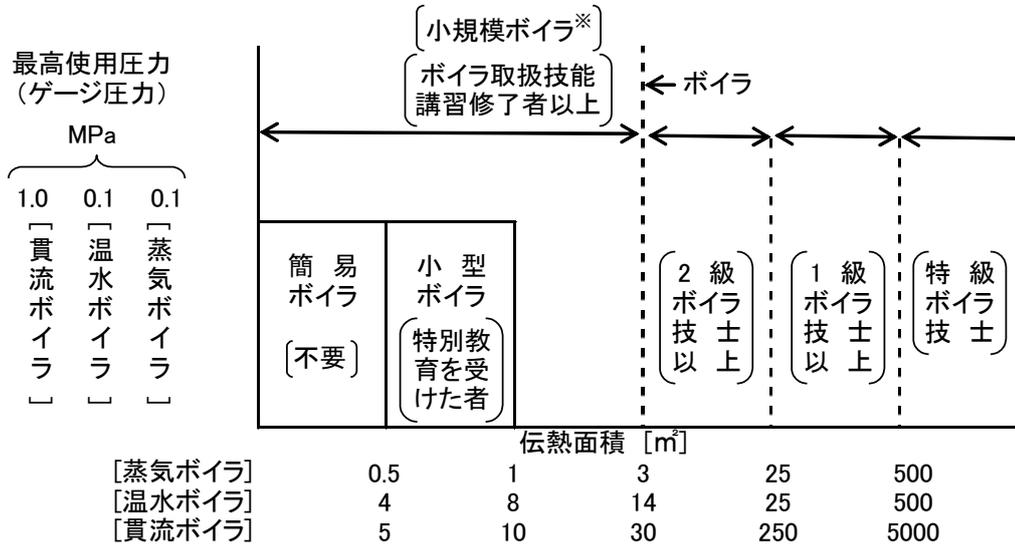


ボイラの法的区分と法規制



[備考] ()内は取扱者資格を示す。

(ボイラの法的区分概要)

※法規上は「ボイラー」だが、取扱う資格者などの関係から、整理上、通称として「小規模ボイラー」と呼ばれている。

(ボイラ適用区分に基づく主な法的要求事項)

法的区分	製造者側				使用者側				
	製造許可	溶接検査	構造検査	個別検定	設置届	設置報告	落成検査	性能検査	自主検査
ボイラ	○	○	○	×	○	×	○	○	×
小型ボイラ	×	×	×	○	×	○	×	×	○
簡易ボイラ	×	×	×	×	×	×	×	×	×

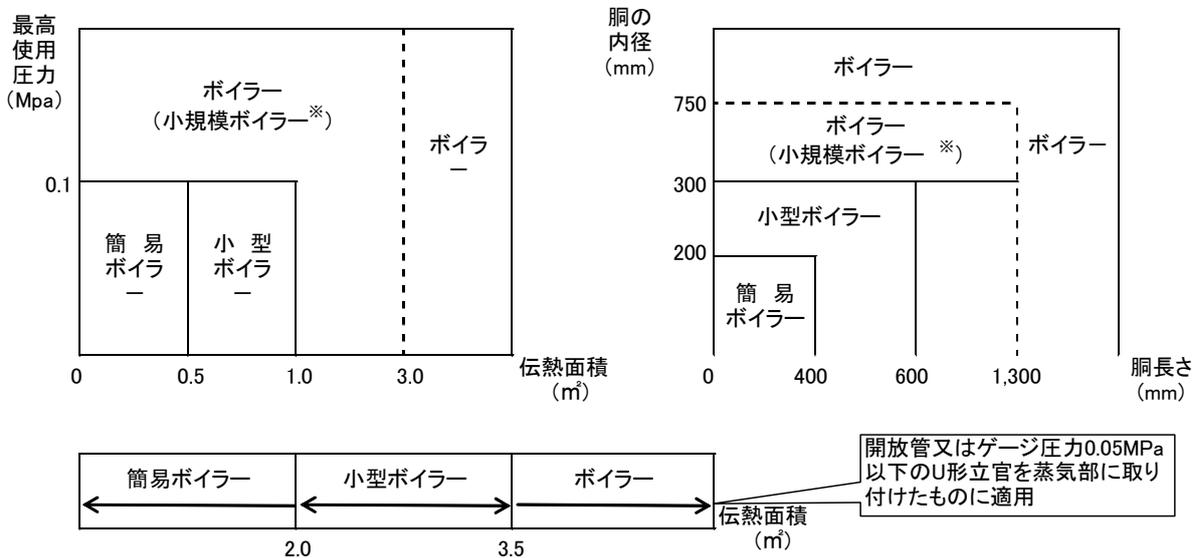
(○印は必要、×印は不要を示す。)

ボイラ協会

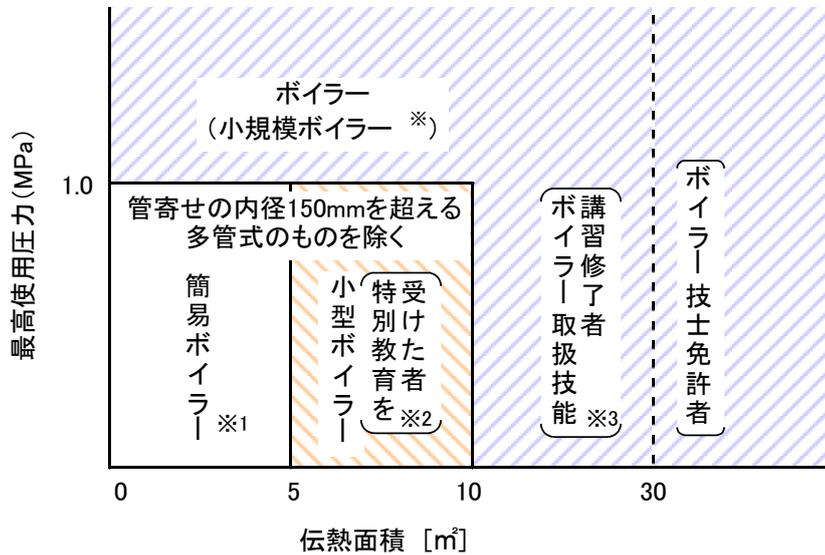
法適用ボイラーと手続き内容

ボイラー形式	分類	伝熱面積	内容
貫流蒸気ボイラー	簡易ボイラー	5㎡以下	なし
	小型ボイラー	5㎡超え10㎡以下	労働基準監督署長へ設置の届出
	ボイラー	10㎡超え	労働基準監督署長へ設置の届出及び落成検査

【a. 蒸気ボイラーの場合】



【b. 貫流ボイラーの場合】



注 (1) 気水分離器付きの場合

※1 $D \leq 200$ かつ $V \leq 0.02$ に限る。

※2 $D \leq 300$ かつ $V \leq 0.07$ に限る。

※3 $D \leq 400$ かつ $V \leq 0.04$ に限る。

D : 気水分離器の内径 (mm)

V : 気水分離器の内容積 (m^3)

(2) 管寄せ及び気水分離器のいずれも有しない内容積が $0.004 m^3$ 以下の貫流ボイラーであって、その使用する最高のゲージ圧力をMPaで表した数値と内容積を m^3 で表した数値との積が 0.02 以下のものは簡易ボイラーに含まれる。

(貫流ボイラの法的区分詳細)

【c. 温水ボイラーの場合】

